

# お知らせ

当局管内法務局において、下記区域について国土調査が実施されましたが、この成果に基づき登記記録の内容が改められる場合がありますので、登記の申請又は登記事項証明書若しくは登記事項要約書の請求の際にはご注意ください。

なお、詳細につきましては、該当庁にお問合せください。

## 【 国 土 調 査 】

庁 名	地番区域	地 番	提 出 日
中之条支局	吾妻郡中之条町大字日影	407番1～415番、 631番2～641番、 787番1～1206番 2、1331番～1350番24	令和6年9月9日